

安全のために、あなたに今できること

開店前に
チェック
しようかな



日常点検をしましょう!

| 看板所有者の日常点検項目(基本的に目視点検で結構です) | | | |
|-----------------------------|----------------------|--------------------|--------------------------|
| No. | セルフチェック項目 | 対象の看板 | チェック |
| 1 | 支柱の根元からサビがでていませんか | 建植看板(ポール看板・野立看板など) | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 看板が傾いていませんか | 建植看板(ポール看板・野立看板など) | <input type="checkbox"/> |
| 3 | ブラケット部よりサビが出ていませんか | 袖看板 | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 看板は壁から垂直についていますか | 袖看板 | <input type="checkbox"/> |
| 5 | アクリル板にヒビが入っていませんか | 共通 | <input type="checkbox"/> |
| 6 | アクリル板が外れそうではありませんか | 共通 | <input type="checkbox"/> |
| 7 | パネル(表示面)ががたついていませんか | 野立看板・壁面看板 | <input type="checkbox"/> |
| 8 | 照明の不点灯などはありますか | 共通 | <input type="checkbox"/> |
| 9 | 照明器具は傾いたり、外れかけていませんか | 外照式看板 | <input type="checkbox"/> |
| 10 | 看板部材が欠落していませんか | 共通 | <input type="checkbox"/> |

※震度5以上の地震や大型台風の際は専門業者に臨時点検の依頼をしましょう
 出典: オーナーさんのための看板の安全点検ガイドブック(屋外広告物適正化推進委員会)

⚠ 危険なサインを見つけたら...

屋外広告物の専門家に詳細な点検や補修等を依頼しましょう。
 早期に対応すれば、サビを落とし保護材を塗布する等の簡単な処理で済むものも、
 放っておくと取替えや大規模補修により多額の費用がかかることもあります。
 また、落下や倒壊すれば大きな事故にもつながります。



資料: 屋外広告物の安全点検に関する指針(案)(国土交通省)

お問合せ先

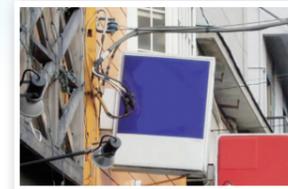
岡崎市 都市整備部 まちづくりデザイン課
 電話番号 0564-23-7252 | FAX番号 0564-23-7967
 メールアドレス: machizukuri@city.okazaki.lg.jp

岡崎市では屋外広告物の安全点検やその他の規制内容について、
 都市整備部まちづくりデザイン課のホームページに掲載をしています。
 アドレスは、<https://www.city.okazaki.lg.jp/1500/1517/p021139.html>



危険な看板をなくしましょう

あなたの会社やお店の信用のために

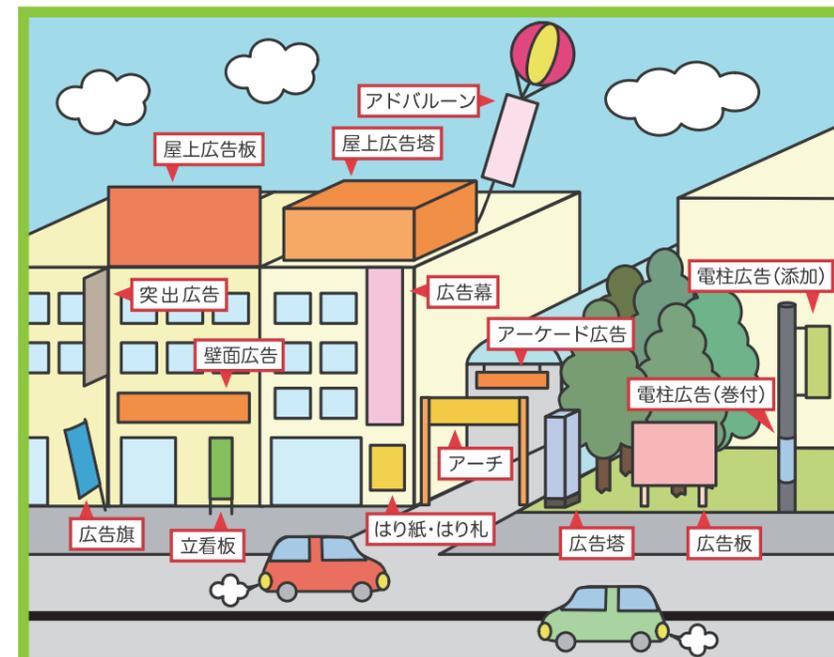


資料: 屋外広告物の安全点検に関する指針(案)(国土交通省)



安全点検が義務化されました

看板を安全に管理していただくため、岡崎市屋外広告物条例を改正しました。



屋外広告物とは?

- ① 常時(※)又は一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出・表示されたもの、またこれらに類するもの

(※)土地や工作物などに定着している状態を意味します。

安全管理の徹底のために

安全を確認する箇所



安全管理の徹底のために、岡崎市屋外広告物条例・岡崎市屋外広告物条例施行規則*を改正しました。
*屋外広告物法に基づき、市内における屋外広告物の表示や設置の方法のルールを定めたもの

① 管理義務の明確化

管理義務とは？

屋外広告物に関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持する義務



※1…広告物を表示する掲出物件を所有する者(掲出物件が設置されたビルのオーナーなど) ※2…掲出物件を所有者から賃借し、広告物を表示する者(広告代理店など)

全員に管理義務があります。

② 安全点検の義務化

※令和2年7月1日～

岡崎市内に掲出される全ての屋外広告物を対象に、安全点検を実施することを義務付けます。(一部の簡易な広告物を除く。)



許可不要でも対象です！

③ 安全点検の有資格化

※令和5年7月1日～

有資格者とは？

次のいずれかの資格を持つ者です。

- ◆屋外広告士
- ◆建築士(一級・二級)
- ◆特定建築物調査員
- ◆屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習のうち市長が認めたものの修了者

高さが4mを超える場合は、有資格者の点検が必要です。

高さが4mを超える広告物のイメージ図



④ 安全点検報告書の様式改正

詳細な点検項目により、安全性を確かめます。



さわって(打診)ぐらつきを確かめる項目もあります。

次のページの点検項目へ

下記の点検箇所と点検項目に基づいて点検しましょう。

| 点検箇所 | 点検項目 | | |
|----------|--|---------------------------------------|---|
| 基礎部・上部構造 | ① 上部構造全体の傾斜及びぐらつきの有無 | ② 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間及び支柱のぐらつきの有無 | ③ 鉄骨のさび及び塗装の老朽化の有無 |
| 支持部 | ① 鉄骨接合部分(溶接部及びプレート)の腐食、変形及び隙間の有無 | ② 鉄骨接合部品(ボルト、ナット及びビス)の緩み及び欠落の有無 | あぶない |
| 取付部 | ① アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形の有無 | ② 溶接部の劣化及びコーキングの劣化等の有無 | ③ 取付対象部分(柱、壁及びスラブ)及び取付部周辺の異常の有無 |
| 広告板・文字 | ① 表示面板及び切り文字等の腐食、破損及び変形並びにビス等の欠落の有無 | ② 側板及び表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形及び欠損の有無 | ③ 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まりの有無 |
| 照明装置 | ① 照明装置の不点灯及び不発光の有無 | ② 照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水の有無 | ③ 周辺機器の劣化及び破損の有無 |
| その他 | ① 附属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品)の腐食及び破損の有無 | ② 避雷針の腐食及び損傷の有無 | ③ その他安全上重要な部分の劣化、破損等の有無 うちの看板は大丈夫かしら |